

平成 2 0 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年2月12日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職務 代理 者	
教 育 次 長	重 松 剛 君
教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	井 上 隆 志 君
教 育 推 進 部 総 務 次 長	
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	稲 野 公 一 君
兼 学 校 管 理 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)	若 狭 周 二 君
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	森 井 國 央 君
兼 教 職 員 課 長	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 崎 敏 孝 君
教 育 政 策 課 長	向 井 裕 彦 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	真 鍋 あ け み 君
子 ど も 政 策 課 長	長 沢 均 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	
(幼 稚 園 担 当)	津 田 善 寿 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	
(生 涯 学 習 事 業 担 当)	黒 田 正 記 君
中 央 図 書 館 長	大 浜 訓 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 2008年度全国学力・学習状況調査に関する陳情の件
- 日程第 3 箕面市男女協働参画推進条例制定に係る意見聴取の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会傍聴規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立小学校における子どもたちの自由な遊び場開放事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 7 平成20年第1回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 8 教育長職務代理者の報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第2回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 日程第2、前回、平成20年第1回箕面市教育委員会会議定例会で継続審議となった陳情第1号「2008年度全国学力・学習状況調査に関する陳情の件」を議題とします。陳情内容についての見解及び前回の定例会議で宿題とした本調査に関わる府内の動向等近隣市町村の状況の調査結果を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長(若狭周二君) : 本件は、本年度、文部科学省が実施主体、市町村が参加主体となり実施された「全国学力・学習状況調査」に関し、次年度の参加協力について、「2008年度全国学力・学習状況調査に関する陳情」を提案しているものです。提案の内容については、

陳情文を読み上げて、その説明に代えさせていただきます。

(本文朗読)

次に、府内の動向、近隣市町村の状況の調査結果について報告します。2月1日に開催された第5回大阪府都市指導主管課長会において「平成20年度全国学力・学習状況調査」の実施について情報交換をしました。当日、出席された都市教育委員会においては、すでに、次年度も本調査に参加・協力する旨を教育長決裁、部長決裁等で決定された都市教育委員会もありました。一部の都市教育委員会においては、2月中旬から下旬には、参加・協力について決定されるとのことでした。ちなみにこの一部は本市と豊能地区の一つの都市教育委員会です。なお、当日の会議に欠席された都市教育委員会並びに町村教育委員会には、直接、電話等で問い合わせをしました。全ての市町村において、次年度も本調査に参加・協力するとの回答を得ています。

委員長(小川修一君) : 近隣市町村だけでなく、府内の状況についても調査・報告いただきました。では、次に、陳情に対しての事務局の見解をお願いします。

学校教育課長(若狭周二君) : 1点目の『調査対象を抽出するよう要望したにもかかわらず、全員参加型の調査のままです。』に関しては、「平成19年度全国学力・学習状況調査」の実施要領では、本調査の目的は2点ありました。これら2つの目的のためのデータ収集等であれば、悉皆調査ではなく抽出調査であっても、十分に所期の目的が達成できるのではないかと認識しています。つまり「なぜ悉皆調査が必要なのか」その根拠等が実施要領に明示されておらず、事務局では、本調査の課題の一つであると認識しています。そのため、昨年10月30日の都市教育長を対象とした「大阪府学力向上に関する意見交換会」において、次年度以降、本調査を実施するのであれば、悉皆調査から抽出調査にさせていただくよう国に要望して欲しい旨、大阪府教育委員会教育長にお願いしました。「平成20年度の本調査実施要領」によると、本調査の目的が昨年度の2点から3点になっていました。3点目として「各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。」が追加されており、悉皆調査の根拠が明示されたと認識をしました。

2点目の『教育委員会事務局は、大阪府下で調査結果の数値の公表があると参加できないと決めたとのことですが、今後も開示請求や裁判で争われることが想定され、数値の公表はないと断定できる状況ではありません。』については、府内のいくつかの市町村において、現段階で、

本調査結果に対する開示請求が出ている現状はあります。当該市町村は、市町村の平均正答率、各学校の平均正答率等を非開示情報として取り扱われており、部分開示等で対応し、ご理解いただいていると聞いています。現時点では、府内で調査結果の数値を公表した市町村及び公表予定の市町村も確認していません。主管課長会等において、状況や対応について逐次、情報交換しています。今後とも、大阪府教育委員会、府内各市町村とも緊密な連携を図りながら、対応して参りたいと考えています。また、本市では、本調査結果に関して、市内全体や各校の状況について、保護者や市民の皆様への十分な説明責任を果たすとともに、市町村間や学校間の序列化や過度な競争につながらないように十分配慮し、平均正答率など数値による公表は一切行わず、調査結果を分析し、文書によって公表しました。同時に、「各学校においては、調査結果の公表について、平均正答率の公表はしないこと。ただし、保護者の皆様への説明責任として、調査結果を分析し、各校の傾向等や効果的な教育活動への改善方策等について文書で公表・説明する旨」を周知徹底し、昨年12月には、すべての小・中学校において学力調査の結果分析の報告がされました。この2月から3月には、学習状況調査等の分析結果を公表する予定です。

3点目の『学校現場では、2学期の終わりに調査結果をふまえて今後の方策を決めたところであり、しかも年度終盤のため研修計画等の大胆な変更はできない状況であり、本格的な対策が取れず効果が期待できない時期に調査しても、検証改善サイクルは確立できません。』については、今年度、当初の予定が大きくずれ込み、昨年10月24日に国から、本調査結果が返却されました。直ちに、事務局では、指導主事で構成しました「分析チーム」を設置し、調査教科についての本市の成果と課題等について分析しました。数回の分析チーム会議や調査結果検討委員会を開催し、11月末には、学校教育課ホームページで分析結果を掲載・公表するとともに市役所行政資料コーナーにも関係資料を配置しました。また、全小・中学校では、管理職、学年、教科担当者等から構成された「校内分析チーム」を組織いただき、全小・中学校が、昨年12月4日前後に、各校の成果と課題など、分析結果を公表することができました。現在、各学校においては、分析結果をふまえ、授業方法、指導方法等の見直しや平成20年度の教育指導計画等に具体的に反映すべく取り組んでいただいています。次に、学習状況調査及び学力調査との相関関係についても、2月中旬から3月中旬の間で予定している分析結果の公表に向け、現在分析を進めており、同時並行ですが、分析結果を次

年度に向けての取り組みにいかせるよう、具体的な計画を立てているところでは、国の調査結果の返却が大きくずれ込んだにもかかわらず、直ちに、調査の分析を進め、各校が自校の状況を把握し、課題を明確にできたことは、各校の努力の成果であると考えています。次年度の結果返却が、今年度と同じ時期の返却では、調査結果をふまえての当該学年の児童生徒に対する取り組みは、必ずしも十分とはいえないものがあります。しかし、学校として、子どもたちに、確かな学力を育成するためには、学校の検証改善サイクルを構築する必要があります。次年度の実施要領には、本調査の目的に「そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」ことが追加されており、早い時期の結果返却について、国も努めていただけるものと認識しています。加えて、本市で現在進めています小中一貫教育について、その年度や当該校における改善に留まらず、小学校と中学校の連携を密にし、調査結果の分析を小・中学校で交流し、共同して中学校区の検証改善サイクルを構築することにより、本市の小中一貫教育をより一層確かなものにしたいと考えています。

委員長(小川修一君) : この件について、質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 府内の状況や陳情の見解についてはわかりました。

その中で本調査の目的について述べられていましたが、次年度の調査目的は、本年度とは変更されたのかどうか。本調査の趣旨・目的について再度、確認したいのですが。

学校教育課長(若狭周二君) : 平成19年度実施要領の調査目的は2点でしたが、平成20年度実施要領では3点となっており、本調査の目的を一層明確にしていると認識しています。1点目は、「国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。」としており、今年度は、「国が」と「きめ細かく」の文言が追加されました。2点目は、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」「そのような取組を通じて」以降の部分が追加されました。平成19年度は、この2点でしたが、次年度は、3点目が付け加えられています。3点目は、「各学校が、各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。」これは全面的に追加されました。

委員（白石裕君）：確かに、国の役割、教育委員会の役割、学校の役割が以前と比べて随分明確化されています。当初課題であった悉皆調査の問題についても「各学校が、各児童・生徒の」と個別に対応しようと明確になったと思います。これまでも、何度か課題についてこの場でも協議した中で、このような要請もありました。このような状況の中で、文部科学省の平成20年度の実施要領について、本年度からかなり見直しをされたということですが、他に見直された点はありますか。

学校教育課長（若狭周二君）：実施要領の主な変更点、見直し点についてですが、平成19年度から平成20年度の実施要領への追加ということで報告します。一つは、調査結果を取り扱う配慮事項について、本年度は「調査結果の取り扱いについて配慮すべき点は以下のとおりとする。」と一行の文章でした。平成20年度には、その文章に代わり、「調査結果については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどをふまえるとともに、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮して、適切に取り扱うものとする。」と追加されています。

委員（白石裕君）：特に私は、過度の競争や序列化につながらないように配慮することが大事だと思っていますが、その点は、明確にされたかと思います。

委員（坂口一美君）：個人情報保護の観点から聞きますが、本年度当初には、調査に個人名を記入するとなっていました。本市や府教委から国に対してかなり強い要望をされ、結果として、「氏名・個人番号対照方式」に変更されたと思いますが、その点に関して、実施要領に何らかの見直しがあったのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：ご指摘の個人情報の観点も含め、留意事項の中で新たに5つの項目が追加されました。1点目は、「調査の目的及び内容を児童・生徒、保護者等に周知すること」。2点目は、「解答用紙は児童・生徒の氏名を収得しない形式を用いること及び調査に関して知り得た個人情報の適切な取り扱いについて徹底すること」。3点目は、「日本語指導が必要な児童・生徒について、他の児童・生徒と同様の授業を受けている児童・生徒は調査対象とすること及び時間延長、ルビ振り問題用紙使用などを可能とすること」。「調査により得られる調査結果の取り扱いについて、情報開示によって、調査の適正な遂行に支障があること等」が明確となっています。5点目は、教育課程にきちんと位置づけることも書かれていました。以上、留意事項に新たに追加されたことで、実施要領も見直されたと考えています。

委員（坂口一美君）： 私どもがかねてより、課題と考えていた個人情報
の取り扱い、情報開示への対応等についても国は明確化し、実施要領
に織り込んだということですね。本調査を実施する際の留意点も見直さ
れていること、結果返却への対応等が明確化されていることは、今の話
で承知しました。

委員長（小川修一君）： 事務局の説明で、この調査のいくつかの課題、
「調査の方法」「個人情報」「結果の返却の仕方」「公表の方法」等
について、一定、実施要領の内容等の追加により、文章によってはっきり
明確化されていることが分かりました。次に、本調査に参加・協力する
意義について、事務局は、どのように考えているのですか。

学校教育課長（若狭周二君）： 事務局では、平成19年度、本調査に
参加・協力しました。次年度についての意義は、4点あると考えていま
す。1点目は、市教委、各学校においては、児童・生徒の学力・学習状
況等について、多面的な分析が可能となったことです。そのことにより、
指導上の課題等を明らかになりました。また、児童・生徒の学習意欲・
学習環境・生活習慣等、指導方法等に関する取り組みや教育条件の整備
状況について把握・検証し、今後取り組むべき課題についても明らか
になりつつあります。2点目は、教育委員会において、改善計画を作成す
るなど、市内全体の教育や教育施策の改善、見直しに向けて、総合的か
つ計画的な取り組みの推進に活用できます。具体的に、教育施策の改
善・見直しへの反映として、教育センターが中心となっている教職員研
修の見直しを図っています。指導資料の作成にも努めています。学校に
おける改善の計画や取り組みに対し、指導・助言・支援等の実施が、デ
ータ分析によってよりきめ細やかにできます。3点目は、学校において
は、教育指導等の改善・見直しに向けた計画的な取り組みが実施でき
ることです。学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から、課題やそ
の改善に向けた取り組みについて検討し、指導計画等へ適切に反映でき
ると考えています。少人数指導等の一人ひとりに応じたきめ細かい指導の
実施、家庭学習の課題を適切に与えるなど、指導内容や指導方法等の改
善に向けた取り組みが一層推進されます。さらには、保護者や地域と連
携をとりつつ、家庭における学習習慣や生活習慣の改善に向けた取り組
みも進められます。4点目は、教育における検証改善サイクルの確立が
可能となります。1点目から3点目までの取り組みを通じて、教育に関
する継続的な、持続的な検証改善サイクルを確立したいと考えています。
また、平成20年度も参加・協力できれば、次年度以降の教育、教育施
策へ適切に反映することができます。以上、4点の意義があると考えて

います。その点からも、次年度、本調査に、参加・協力したいと考えています。また、今後はさらに、経年比較の観点からも、本市の教育、教育施策の成果と課題を的確に把握し、同時に、見直しのために十分に活用したいという考えです。なお、本調査結果をいかす具体的方策に関する研修が、現在、府教委主催で何度か開催されています。国語、算数・数学に関する「学力向上セミナー」が2度開催されています。また、同時期にグランキューブ大阪で「学力向上フォーラム」が開催されています。市内の全小・中学校から、管理職の先生方を中心に積極的に参加いただいています。また、府教委では、学識者等から構成されている「検証改善委員会」で策定予定の「学校改善支援プラン」及び、教育効果をあげている学校の実践例などを基に策定する「授業改善のガイドライン」の2種類をしっかりとふまえ、箕面市ならではの小中一貫教育にも調査結果を適切に反映させたいと考えています。

委員長（小川修一君）： 莫大な予算と大変な労力を使って行っている事業ですから、これがどのようにいかにされるのかということがひとつの大きな課題だと思います。これは教育委員会としても、それをふまえながら、成果を期待できるような形でいろんな教育施策に反映されることが必要だと思います。特に、総合的かつ計画的取り組みを教育の具体的な展開の中に組み込んでいくことが、我々の課題だと思います。

委員（坂口一美君）： 保護者のひとりとしてですが、箕面の子どもたちは、12月の定例会の学習会で、全国との関係において、いずれの学年、教科において、概ね良好だったが、いくつかの問題点もあると聞きました。今後、学習状況調査とのクロス分析も公表されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。学校には、当然、学力向上を期待しますが、私は、生きる力が大事だと思っています。受験に必要な学力だけでなく、学んだ知識を社会に生かせる力こそつけさせていただきたいと思っています。本調査は、児童生徒たちの身につけるべき学力の特定の一部を中心としながら、子どもたちの教室、家庭、地域での様子・状況と学校の取り組みを総合的にかつ概略的にとらえた調査であるといえるのではないのでしょうか。調査結果という明確な事実に基づいて、それぞれが分析し、自分の立場で何ができるかを考えることこそが大切だと思います。これは、教育委員会も保護者も一緒だと思っています。私たちは、誰がよくて、誰がよくないかを定めるために本調査をしているのではないと思っています。本市でも、不登校、いじめなどの解決や子どもたちに「確かな学力」など「生きる力」を一人ひとりにはぐくむために、先生方が汗をかかれていますし、熱心な学校がほとんどです。

学校とともに子どもたちをたくましく育てるためにも、家庭の中でしっかりと子どもを見ていく覚悟、先生や地域との連携が不可欠だと思っています。来年度に向けての調査は、10年後、20年後の日本の社会を支えていく子どもたちの教育をよりよくするためにしていると思っています。教育は未来への投資ですし、その観点からも本調査に参加・協力する意義は十分にあると、私は思っています。

委員長（小川修一君）： 大切な課題を指摘されたと思います。事務局もわかっていると思いますが、教育委員会全体がこのような認識の基にこの事業を成功させたいということが一致したところではないかと思っています。

委員（白石裕君）： 悉皆で行うことの意味や本調査に参加する意義は、すでにお二人の委員からもありましたが、とにかく、非常に貴重なデータだと思います。ぜひ適切にいかすようにしないといけないと思います。しかも、今度の調査では、単に知識を知っていることだけではなく、未来に向けての学力として、判断力や思考力を養う試験問題がありました。やはり、新しい学力観は、その方向に進もうとしていると思いますので、データを読み取りながら、しっかりと方向付けをしながら、やっていく必要があると思います。それともう一つ、学習環境調査ですが、これまでいるんな人が調査していましたが、そういった意味で当たり前の結果が出たのではないかという人もいるかもしれません。あるいは、そのような論文なども読まないわけではありませんが、このような公的なデータが出たことは、重く受け止める必要があるかと思っています。その意味で学力だけではなく、学習環境調査もふまえたデータを使いながら、適切な指導、授業や指導の改善につなげていく必要があるのではないかと思います。その意味で、参加する意義は、十分あるのではないかと思います。

委員長（小川修一君）： お二人の委員ともに共通するところがありました。クロス調査を大切に扱う必要があるとのご指摘でした。この点も教育委員会全体で認識しておくべき必要があるかと思っています。いろいろと意見交換をしてきましたが、この点について、事務局代表として教育次長に聞きたいのですが。

教育次長（重松剛君）： いろいろとご指摘をいただきましたが、調査結果の取り扱いについて配慮すべき点でも触れられていましたが、本調査で測定できるのは学力の特定の一部であることが言われていました。学校における教育活動の一側面に過ぎないこととして、留意すべきですが、重要なことは、各委員がご指摘されていますように、調査結果

で明らかになった課題をいかに改善していくかということで、事務局としては、市内各学校における意欲的な改善の取り組みへの支援に、そして、各学校においては、児童・生徒一人ひとりに対する教育指導の改善に、ぜひともつなげていきたいと考えています。なお、3月の教育委員会会議でご審議いただく予定の次年度の「箕面市教育実施方針」の主要施策でも、本調査の結果の分析をふまえ、各校の課題を明確にし、各学校の実情に応じた総合的・計画的な取り組みに努めることを明記していきたいと考えていますので、来年度、本調査への参加・協力についてはご理解いただきたいと思います。

委員長（小川修一君）： いろいろご意見いただき、事務局の考えも聞きました。他にないようですので、陳情第1号を採決します。本陳情を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いします。

（挙手なし）

委員長（小川修一君）： 挙手なし、採決の結果、本陳情を不採択とします。本市としては、「平成20年度全国学力・学習状況調査」への参加・協力をするとということとします。事務局においては、調査結果の分析・検証の結果等を十分にふまえながら、改善計画等を作成するなど、今後とも、市内の教育や教育施策の見直しに向けて総合的かつ計画的な取り組みをすすめていただきたいと思います。私ども委員もこの問題について取り組んでいきたいと思っています。なお、陳情についての返し方ですが、本日、いただいた意見等をふまえて事務局で原案を作成し、委員長に提出していただきます。この点については、委員長に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

（異議なし）

委員長（小川修一君）： それではそうさせていただきます。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第3、議案第4号「箕面市男女協働参画推進条例制定に係る意見聴取の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、「箕面市男女協働参画推進条例」の制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき箕面市長から意見聴取の依頼があったものです。なお、条例案については、事前に各委員に配布し、意見をいただきました。それを、事務局に伝えたところ、条文の文言等で誤解を生まないよう逐条解説に盛り込むよう回答を得ています。

委員長（小川修一君）： この件については、事前に原案をいただき、それに基づいて、意見あるいは質問を申し述べましたが、その点につ

いても勘案して提出することを認識したうえで、この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）： 男女協働参画については、非常に大切なことだと思います。国が早くから法令化していると思いますが、箕面市のこの取り組みは、大阪府内の中では、遅いものなのですか。

教育次長（重松剛君）： 大阪府内の市町村では、すでに17市制定されています。最近では、泉大津市で行われています。箕面市は18番目かと思います。全国的には、取り組みの早いところや遅いところのばらつきがあります。北摂では、この条例はかなりの市が制定しているところですよ。

委員長（小川修一君）： 状況を聞きますと、箕面市が特に遅れているあるいは、先端を切つてと言うことではないようです。ただし、この案件の重要性については、慎重に対応していくことが必要だと思いますので、早い、遅いではなく、中身を大切にしたいと思います。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第4号を採決しますが、異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり意見のないものとしたします。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第4、議案第5号「箕面市教育委員会傍聴規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、箕面市教育委員会会議の傍聴の手続きについて、傍聴人名簿に記載しなければならない事項から年齢を記す必要がないため削除する旨、改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第5号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第5、議案第6号「箕面市立小学校における子どもたちの自由な遊び場開放事業実施要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）： 本件は、箕面市立止々呂美小学校における子どもたちの自由な遊び場開故事業の実施日及び実施時間を変更するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）： 学校をこのように使えることは、ありがたいことだと思いますが、学校を開放することで、事故の心配も出てきますが、それについての取り組みを教えてください。

子ども支援課長（水野賢治君）： この事業に関しては、「市民総合災害補償保険」と「日本スポーツ振興センター保険」の適用となります。

子ども部長（奥山勉君）： 社会福祉協議会にこの事業も委託しており、学童保育の指導員と一体的に安全管理の面で、各学校に配置しています。通常は、運動場1名、体育館の開放日に1名で安全管理を行っています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第6号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第6、報告第2号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、かねてから病気休職中の職員に対し、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令したものです。なお、この発令について、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第2号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第3号「平成20年第1回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る1月15日に開催されました平成20年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第3号を採決します。

本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第8、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者教育次長に報告を求めます。

教育次長（重松剛君）：（議案書49頁により報告）

南小学校の給食停止について

1月22日と23日に給食を停止しました。給食調理業務委託業者の従事員1名が、自宅で下痢・嘔吐を訴えたため、社内に対策をし、検便の結果、他の従事員からもノロウイルスが検出されたため、大事をとって、2日間は、パンと牛乳のみの提供としました。業者の体制がしっかりして、早く対応できたことと、学校長や栄養士、また、学校管理課との連携がうまくとれて、このような形で、事なきを得て、保護者にも混乱がなかったと聞いています。私自身、24日に学校に行き、状況を聞いています。その間、保護者に対しては、説明文を配布しています。関連ですが、ギョウザ等の中国製品の問題ですが、箕面市では、保育所、学校調理ともに、問題になった中国製品を使っていません。教育委員会名で保護者にも安心してほしい旨の文書を配布しました。また、中国製品でどうしても使わざるを得ないものがありますが、先週末に新聞で取りざたされましたマッシュルームの缶詰を使用する予定でしたが、いち早く除去して、使用しなかったため、あのようにはならなかったと思います。中国製品は、形あるものは使わないことを前提に、保育所や学校で進めており、極力注意を払って行っていますので、ご理解いただきたいと思います。

教育推進部の行事報告について

23日の「第6回止々呂美小中一貫校開校等検討チーム」において、止々呂美小中一貫校のシンボルマークを決定しました。止々呂美小中学校の児童・生徒の冬休みの宿題としておりました。その中から、いいものを選んで、最終的には専門家に手を加えていただき、シンボル旗を作って3月29日の竣工式において、お披露目したいと思っています。

子ども部の行事報告について

9日の「箕面市早期療育実務者会議」においては、来年度、保育所や幼稚園に入所、入園する子どもたちの障がい児保育をどう提供すべきかを議論しています。

生涯学習部の行事報告について

14日の「成人祭」においては、新人職員の新しい取り組みにより、いきいきとしたものができたと思っています。

委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員（坂口一美君）：南小学校の給食停止の件ですが、南小学校が給食の民間委託を取り入れた一番最初の学校だったと思います。保護者に混乱はなかったということですが、委託への影響はどうですか。また、民間委託になってから業者の交替はあったのかを教えてください。

学校管理課長（稲野公一君）：今回は食中毒等を未然に防止する観点で業者も即刻、市に報告いただき、万全を期する意味から、危険の可能性があるので、会社としても給食の提供をあえて休ませてほしいとの申し出がありました。子どもたちも楽しみにしていますし、保護者にも迷惑をかけることなので、教育委員会としても協議しました。やはり、安全に万全を期する意味から、保護者にはご迷惑をかけましたが、特に1年生は、夜に緊急連絡網で学校ではパンと牛乳だけの提供とします。おかずはご用意いただきたいとお願いしました。業者のミスで食中毒を起こしたとか、給食の中で失敗したとかではありません。万全を期すためのことだったので、このことによるペナルティはありません。調理業務委託上の問題があったとは考えていません。この業者については、今回は非常にがんばっていただいたと思っていますが、一昨年、大阪市内の民間の会社の給食で食中毒を起こしており、その点について会社としては、保健所から営業停止の処分を受けていることがあります。平成14年度から委託し、3年の契約を1期とし、2期過ぎたところで、この4月に3期目の契約を行う時期になっています。箕面市の学校給食委託の参加資格として、現在の基準で

は、5年間営業停止処分を受けていない条項があります。従って、新たな契約の入札には、この業者は参加資格がないこととなります。よって、この3期目の入札の際には、現在の南小学校の委託業者はお呼びしないと、ルール上となります。今回のことがペナルティになったわけではありませんが、結果的に南小学校においては、次の委託業者は代わらざるを得ない状況です。なお、業者の更新についてですが、平成14年度に取り組んだのは、この南小学校と豊川北小学校、平成15年度には萱野小学校となります。最初の南小学校と豊川北小学校については、丸6年となりました。萱野小学校とともに、この間業者の更新はしてきましたが、保護者の皆さんにもお聞きすると、同じ業者が非常にまじめにがんばっているとのことですので、更新時の入札にもお呼びして、結果として、たまたま同じ業者が続いてきました。よって、箕面市の給食委託においては、業者が代わることは結果としてありませんでした。これが、今回初めて、南小学校においては、必然的に代わることになり、いずれかの新しい業者に受けていただくことで、保護者にも説明をしており、できるだけ混乱のないように、業者が代わると、子どもたちもいろんなとまどいがあったり、調理上で事故があったりということにならないように、配慮いただきたいとご意見もいただいておりますので、十分に対応していきたいと思っています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、本日の審議する内容は、すべて終了しました。このところ、教育課題について、検討していますが、次回にとします。

委員長（小川修一君）：事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、陳情1件、議案3件、報告2件はすべて議了しました。これをもちまして、平成20年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時35分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美